

平成十六年政令第三百九十八号

景観法施行令

内閣は、景観法（平成十六年法律第百十号）第七条第四項、第八条第二項第五号口及びホ、第三項並びに第八項、第十一项第一項、第十六条第七项第一号、第十号及び第十一号、第十七号第三项第一号、第十八条第一項、第二十二条第一項ただし書、第二十四条第三項（同法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条第一項ただし書、第八十一条第一項並びに第九十三条第三项第一号、第十九号及び第七号）に四号並びに同法第五十五条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条第一項前段及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（公共施設）

第一条 景観法（以下「法」という。）第七条第

四項の政令で定める公共の用に供する施設は、防

砂の施設とする。（特定公共施設）

第二条 法第八条第二項第四号口の政令で定める

公共施設は、次に掲げるものとする。

一 土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）による土地改良事業に係る土地改良施設

二 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）

による下水道

三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）による保安施設事業に係る施設

四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）による市民緑地

五 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）による雨水貯留浸透施設

（国若しくは地方公共団体又は同法第二条第

四項に規定するものに限る。）

六 砂防法（明治三十年法律第二十九号）によ

る砂防設備

七 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）による地すべり防止施設及びぼた山崩

壞防止施設（国又は地方公共団体が設置し、又は管理するものに限る。）

八 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する

法律（昭和四十四年法律第五十七号）による

急傾斜地崩壊防止施設（地方公共団体が設置するものに限る。）

九 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑

（自然公園法の規定による許可の基準で景観計画に定めるもの）

第三条 法第八条第二項第四号ホの政令で定める行為は、自然公園法（昭和三十二年法律第六百行

十五号（同法第二十二条第三項の許可について）は、同法第二十条第三項第一号及び第七号）に掲げる行為とする。

（景観計画において条例で届出を要する行為を定めるものとする場合の基準）

第四条 法第八条第四項第一号の届出を要する行為に係る同項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、当該景観計画における良好な景観の形成のため制限する必要があると認められるものを定めることとする。

一 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

二 木竹の植栽又は伐採

三 さんの採取

四 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積による水面の埋立て又は干拓

五 水面の埋立て又は干拓（景観計画において建築物の形態意匠等の制限を定める場合の基準）

六 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明（以下「特定照明」という。）

七 火入れ

（景観計画において建築物の形態意匠等の制限を定める場合の基準）

第五条 法第八条第四項第二号の制限に係る同項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 建築物の建築等（法第十六条第一項第一号に規定する建築等をいう。以下同じ。）又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の建設

等（同項第二号に規定する建設等をいう。以下同じ。）の制限は、次に掲るものによること。

イ 建築物又は工作物の形態意匠の制限は、建築物又は工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるよう

定めること。この場合において、当該制限は、建築物又は工作物の利用を不當に制限するものではないように定めること。

ロ 建築物若しくは工作物の高さの最高限度

若しくは最低限度又は壁面の位置の制限若

しくは建築物の敷地面積の最低限度は、建

築物又は工作物の高さ、位置及び規模が一體として地域の特性にふさわしいものとなるように定めること。

二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為（以下単に「開発行為」という。）の制限は、開発行為後

の地貌が地域の景観と著しく不調和となら

いよう、切土若しくは盛土によつて生じる

法の高さの最高限度、開発区域内において予

定される建築物の敷地面積の最低限度又は木

竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地

の面積の最低限度について定めること。

三 法第十六条第一項第四号に掲げる行為の制

限は、当該行為後の状況が地域の景観と著しく不調和とならないよう、制限する行為ごとに必要な行為の方法又は態様について定めること。

四 法第八条第九項の政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。

（景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画）

五 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三条第一項の許可に係る新設若しくは改築に係る工事の内容、同法第十条第一項の許可若しくは同法第十八条第二項の規定による届出に係る工事の区間及び工事方法又は同法第十二条第一項の許可に係る工事実施計画

六 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第六条第一項の共同溝整備計画

七 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第五条第一項の特定交通安全施設等整備事業の実施計画

八 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第五条第二項の電線共同溝整備計画

九 河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）第十六条の二第一項の河川整備計画

十 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第一百二十三号）第十条第一項の推進計画

十一 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条の三第一項の海岸保全基本計画又は同法

十三条第二項の協議に係る海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画

八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第一項の港湾計画

九 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確

保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第三十二条第一項の埠頭保安規程又は同法第三十三条第一項の埠頭保安規程に相当する規程

十 渔港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第十七条第一項、第十九条第一項若しくは第十九条の三第一項の特定漁港漁場整備事業計画又は同法第二十六条の漁港管理規程

十一 自然公園法第七条第一項又は第二項の公園計画

十二 土地改良法第七条第一項若しくは第九十五条第一項の認可に係る土地改良事業計画又は同法第八十七条第一項、第八十七条の二第一項若しくは第九十六条の二第二項の土地改良事業計画

十三 下水道法第四条第一項又は第二十五条の二第一項の事業計画

十四 森林法第五条第一項の地域森林計画又は同法第七条の二第一項の森林計画

十五 都市緑地法第四条第一項の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画

十六 特定都市河川浸水被害対策法第四条第一項の流域水害対策計画

十七 地すべり等防止法第九条の地すべり防止工事に関する基本計画又は同法第十二条第一項の協議に係る地すべり防止工事に関する設計及び実施計画

（景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模）

第十七条 法第十二条第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。ただし、法第八条第一項に規定する土地の区域において、一体として行われる良好な景観の形成の促進のため住民の活動及び法第十二条第一項に規定する特定非営利活動法人その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者の活動の現況及び将来の見通しを勘案して、特に必要があると認められるときは、景観行政団体は、条例で、区域を限り、〇・一ヘクタール以上〇・五ヘクタール未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

(届出を要しない景観計画区域内における通常の管理行為 軽易な行為その他の行為)	(届出を要しない景観計画区域内における通常の管理行為 軽易な行為その他の行為)
第八条 法第十六条第七項第一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。	
一 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
二 仮設の工作物の建設等	ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
三 次に掲げる木竹の伐採	ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
四 木竹の伐採	二 仮植した木竹の伐採
五 测量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採	ホ 测量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
六 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる行為	四 行為
七 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為	イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
八 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの	ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
九 建築物の建築等	ハ 建築物の建築等
十 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等	（2）工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等
十一 木竹の伐採	（3）木竹の伐採
十二 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さのものを除く。）	（4）屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さのものを除く。）
十三 特定照明	（5）特定照明
十四 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの	ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
十五 建築物の建築等	（1）建築物の建築等
十六 高さが一・五メートルを超える貯槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等	（2）高さが一・五メートルを超える貯槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
十七 用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置	（3）用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置
十八 土地の開墾	（4）土地の開墾
十九 森林の皆伐	（5）森林の皆伐

(届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為)	(届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為)
第九条 法第十六条第七項第十号の政令で定める行為は、法第八条第四項第二号の制限で景観計画に定められたものの全てが法第十六条第七項第十号の地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合に於ける同号の地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更とする。	
第十条 法第十六条第七項第十一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。	(届出を要しない他の行為)
一 景観計画に定められた開発行為又は第二十条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第七十三条第一項又は第七十五条第二項の規定に基づく条例で第二十二条第三号イ又はロ（第二十四条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合における行為	一 景観計画に定められた開発行為又は第二十条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第七十三条第一項又は第七十五条第二項の規定に基づく条例で第二十二条第三号イ又はロ（第二十四条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合における行為
二 建築物の建築等又は工作物の建設等	二 建築物の建築等又は工作物の建設等
三 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第四十三条第一項若しくは第二百五十四条第一項第一号の制限が定められている場合における当該景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等	三 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第四十三条第一項若しくは第二百五十四条第一項第一号の制限が定められている場合における当該景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
四 工作物（当該敷地に存する建築物に附屬する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等	四 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等
五 木竹の伐採	五 木竹の伐採
六 建築物の建築等	六 建築物の建築等
七 特定照明	七 特定照明
八 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの	八 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
九 用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置	九 用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置
十 土地の開墾	十 土地の開墾
十一 森林の皆伐	十一 森林の皆伐

(届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為)	(届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為)
第十二条 法第十八条第一条第一項、第六十三条第四項（行為着手の制限の例外となる工事）及び第三十七条	一 地下に設ける建物の増築、改築、移転又は除却
二 法第二十五条第二項の条例で定める管理の方法に基づく処分による義務の履行として行う行為	二 法第二十五条第二項の条例で定める管理の方法に基づく処分による義務の履行として行う行為
三 管理協定に基づく行為	三 管理協定に基づく行為
四 前三号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為	四 前三号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(景観重要建造物等の所有者に対する損失の補償に係る収用委員会の裁決の申請手続)	(景観重要建造物等の所有者に対する損失の補償に係る収用委員会の裁決の申請手続)
第十三条 法第二十二条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。	一 地下に設ける建物の増築、改築、移転又は除却
二 法第二十五条第二項の条例で定める管理の方法に基づく処分による義務の履行として行う行為	二 法第二十五条第二項の条例で定める管理の方法に基づく処分による義務の履行として行う行為
三 管理協定に基づく行為	三 管理協定に基づく行為
四 前三号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為	四 前三号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(協議等を要しない景観農業振興地域整備計画の軽微な変更)	(協議等を要しない景観農業振興地域整備計画の軽微な変更)
第十四条 法第二十四条第三項（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令（都市計画区域外の景観重要な樹木の所有者の損失については、国土交通省令（農林水産省令）で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。	一 軌道法（大正十年法律第七十六号）第十一条
二 消防法（昭和二十三年法律第一百八十六号）第十四条第四項及び第十七条第一項	二 道路運送法（昭和二十六年法律第一百八十三号）第六十八条第五項（同法第七十五条第三項において準用する場合を含む。）
三 火薬類取締法（昭和二十五年法律第一百四十九号）第十二条第二項及び第十二条第三項	三 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十六条第一項
四 道路運送法（昭和二十六年法律第一百八十三号）第六十八条第五項（同法第七十五条第三項において準用する場合を含む。）	四 航空法（昭和二十七年法律第一百三十一号）第三十九条第一項
五 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十六条第一項	五 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十六条第一項
六 航空法（昭和二十七年法律第一百三十一号）第三十九条第一項	六 航空法（昭和二十七年法律第一百三十一号）第三十九条第一項
七 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第五条（同法第十二条において準用する場合を含む。）	七 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第五条（同法第十二条において準用する場合を含む。）
八 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第一百四十九号）第七条第一項、第十六条の二第一項及び第三十七条	八 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第一百四十九号）第七条第一項、第十六条の二第一項及び第三十七条

(景観地区に関する都市計画に定められた制限に適合することを要しない形態意匠に係る義務を定めている他の法令の規定)

第十七条 法第六十二条ただし書の政令で定める他の法令の規定は、第十二条第二号、第六号及び第七号に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で建築物又はその部分の形態意匠に係るものとする。

(形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置による損害の補償に係る収用委員会の裁決の申請手続)

第十八条 法第七十条第二項の規定により土地収用法第九十四条第二項の規定による収用委員会の裁決を求めようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一 裁決申請者の氏名又は名称及び住所

二 当該建築物の所在地

三 当該建築物について裁決申請者の有する所

四 当該建築物の形態意匠、用途及び構造の概要

五 法第七十条第一項の規定による命令の内容

六 通知を受けた補償金額及びその通知を受領した年月日

七 通知を受けた補償金額を不服とする理由並びに裁決申請者が求める補償金額及びその内訳

八 前各号に掲げるもののほか、裁決申請者が必要と認める事項

九 前項の裁決申請書には、当該建築物に関する工事のうち屋根、外壁、門、塀その他屋外に面する部分に係るものとの計画又は施工の状況に關し報告させることができる。

十 市町村長は、法第七十一条第一項の規定により、建築物の所有者、管理者若しくは占有者、建築等工事主、設計者、工事監理者又は工事施工者に対し、当該建築物につき、その建築等に関する工事のうち屋根、外壁、門、塀その他屋外に面する部分に係るものとの計画又は施工の状況に關し報告させることができる。

十一 市町村長は、法第七十一条第一項の規定により、建築物の屋根、外壁、門、塀その他屋外に面する部分及びこれらに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(条例で景観地区内の工作物の形態意匠等の制限を定める場合の基準)

第二十条 法第七十二条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 工作物の形態意匠の制限は、当該景観地区に関する都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限と相まって、建築物及び工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように定めること。

二 工作物の高さの最高限度は、地域の特性に応じた高さを有する建築物及び工作物を整備し又は保全することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域、当該市街地が連続する山の稜線その他その背景と一緒にとなつて構成している良好な景観を保全するために特に必要と認められる区域その他ない。

三 工作物の高さの最低限度は、地域の特性に一定の高さを超える工作物の建設等を禁止することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域について定めること。

四 壁面後退区域における工作物(土地に定着する工作物以外のものを含む。次号において同じ。)の設置の制限は、当該壁面後退区域において空地を確保することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域について定めること。

五 前各号の制限は、工作物の利用上の必要性、当該景観地区内における土地利用の状況等を考慮し、地域の特性にふさわしい良好な景観の形成を図るために合理的に必要と認められる限度において定めること。

六 前各号に掲げるもののほか、裁決申請者が必要と認める事項

七 通知を受けた補償金額及びその内訳

八 前各号に掲げるもののほか、裁決申請者が必要と認める事項

九 前項の裁決申請書には、当該建築物に関する工事のうち屋根、外壁、門、塀その他屋外に面する部分に係るものとの計画又は施工の状況に關し報告させることができる。

十 市町村長は、法第七十一条第一項の規定により、建築物の屋根、外壁、門、塀その他屋外に面する部分及びこれらに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査せることができる。

(2) 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第四条第四項及び第五項、第六条第五項並びに第一百四十四条の七

第二十一条 法第六十九条の規定の例による工作物に資するものとなるように定めること。

一 工作物の形態意匠の制限は、当該景観地区に関する都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限と相まって、建築物及び工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように定めること。

二 工作物の高さの最高限度は、地域の特性に応じた高さを有する建築物及び工作物を整備し又は保全することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域、当該市街地が連続する山の稜線その他その背景と一緒にとなつて構成している良好な景観を保全するために特に必要と認められる区域その他ない。

三 工作物の高さの最低限度は、地域の特性に一定の高さを超える工作物の建設等を禁止することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域について定めること。

四 壁面後退区域における工作物(土地に定着する工作物以外のものを含む。次号において同じ。)の設置の制限は、当該壁面後退区域において空地を確保することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域について定めること。

五 前各号の制限は、工作物の利用上の必要性、当該景観地区内における土地利用の状況等を考慮し、地域の特性にふさわしい良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる限度において定めること。

六 前各号に掲げるもののほか、裁決申請者が必要と認める事項

七 通知を受けた補償金額及びその内訳

八 前各号に掲げるもののほか、裁決申請者が必要と認める事項

九 前項の裁決申請書には、当該建築物に関する工事のうち屋根、外壁、門、塀その他屋外に面する部分に係るものとの計画又は施工の状況に關し報告させることができる。

十 市町村長は、法第七十一条第一項の規定により、建築物の屋根、外壁、門、塀その他屋外に面する部分及びこれらに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査せることができる。

土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度を定めて行うこと。

ハ 前条各号に掲げる行為についての規制は、当該行為後の状況が地域の景観と著しく不調和とならないよう、景観地区開発行為等制限条例で、規制をする行為ごとに必要な行為の方法又は態様を定めて行うこと。

口 法第六十九条の規定の例による工作物についての適用の除外に関する規定

ハ 屋外広告物法第四条又は第五条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置についての適用の除外に関する規定

ハ (条例で景観地区又は準景観地区区内において規制することができる行為)

ハ 第二項の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他他の土地の形質の変更(開発行為を除く。)

一 地区の開発行為等制限条例には、次に掲げる行為についての適用の除外に関する規定を定める

ハ 第一号の行為についてイ又はロの制限を定める場合において、これらの制限に相当する事項が定められた景観計画に係る景観とする。

ハ 第二号の行為についての第二号及び前号イ及びロの制限の適用の除外に関する規定を定める

ハ 第一号の行為についてイ又はロの制限を定める場合において、これらの制限に相当する事項が定められた景観計画に係る景観とする。

ハ 第二号の行為についての第二号及び前号イ及びロの制限の適用の除外に関する規定を定める

当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イの制限と同等以上のものと認められる制限がその基準として定められているものに限る。)に係る行為

チ 文化財保護法第四十三条第一項若しくは係る行為

チ 第百二十五条第一項の許可に係る行為、同法第六十八条第一項の同意に係る同項第一号の行為又は文化財保護法施行令第四条第二項の許可若しくは同条第五項の協議に係る行為

（条例で準景観地区内における建築物又は工作物について規制をする場合の基準）

第二十三條 法第七十五条第一項の政令で定める基準は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 法第七十五条第一項の規定に基づく条例で、イに掲げる制限を定めるほか、ロから二までに掲げる制限のうち、当該準景観地区における良好な景観の保全を図るために必要と認められるものを定めて行うこと。

イ 建築物の形態意匠の制限

ロ 工作物の形態意匠の制限

ハ 工作物の高さの最高限度又は最低限度

ニ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百二号）第六十八条の九第二項の規定に基づく条例で壁面の位置の制限が定められた場合における当該制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域における工作物（土地に定着する工作物以外のものを含む。）の設置の制限

二 法第七十五条第一項の規定に基づく条例では、当該条例の施行に必要な法第六十三条、第六十四条、第六十六条、第六十八条、第七十条及び第七十一条の規定の例による建築物の建築等又は工作物の建設等についての市町村長による計画の認定、違反建築物又は違反工作物に対する違反は正のための措置その他措置のうち、当該制限の内容、当該準景観地区における土地利用の状況等からみて必要と認められるものを定めること。

三 法第七十五条第一項の規定に基づく条例で第一号ハ又はニに掲げる制限を定めたものには、当該条例の施行に必要な法第六十四条又は第七十一条の規定の例による工作物の建設等についての市町村長による違反工作物に対する違反は正のための措置その他の措置のう

ち、当該制限の内容、当該準景観地区における土地利用の状況等からみて必要と認められるものを定めること。

第二十条の規定は、前項第一号の制限について準用する。この場合において、同条第一号中「工作物の形態意匠の制限は、当該景観地区に関する都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限と相まって」とあるのは、「建築物又は工作物の形態意匠の制限は」と、同条第二号から第五号までの規定中「形成」とあるのは、「保全」と、同条第二号中「市街地」とあるのは、「地域」と、同条第四号中「壁面後退区域における」とあるのは、「第二十一条第一項第一号二の区域における」と、「当該壁面後退区域」とあるのは、「当該区域」と、同条第五号及び第六号口中「工作物」とあるのは、「建築物又は工作物」と、同条第五号中「景観地区」とあるのは、「準景観地区」と、同条第六号中「景観地区工作物制限条例」とあるのは、「法第七十五条第一項の規定に基づく条例」と、「法第七十二条第一項」とあるのは、「第一十三条第一項第一号」と、同号イ中「工作物又はその」とあるのは、「建築物若しくは工作物又はこれらの」と読み替えるものとする。

(条例で準景観地区内において開発行為等について規制をする場合の基準)

第二十四条 法第七十五条第二項の政令で定める基準については、第二十二条の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「景観地区」とあるのは、「準景観地区」と、同号及び同条第三号ハ中「形成」とあるのは、「保全」と、同号イ中「第七十三条第一項の規定に基づく条例(以下この条において「景観地区開発行為等制限条例」という。)」とあるのは、「第七十五条第二項の規定に基づく条例」と、同号ロ及びハ並びに同条第四号中「景観地区開発行為等制限条例」とあるのは、「法第七十五条第二項の規定に基づく条例」と読み替えるものとする。

(条例で地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠について制限を行う場合の基準)

第二十五条 法第七十六条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 建築物又は工作物の形態意匠の制限は、建築物又は工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように行うこと。

二 地区計画等形態意匠条例には、次に掲げる法第七十六条第一項の制限の適用の除外に関する規定を定めること。

イ 第十一条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠に係るものに基づく当該建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠についての適用の除外に関する規定

(1) 道路法第四十五条第一項及び第三項
(2) 道路交通法第四条第四項及び第五項、
　　第六条第五項並びに第一百四十四条の七

ロ 法第六十九条の規定の例による建築物又は工作物についての適用の除外に関する規定

(被災者が自ら使用するための応急仮設建築物の規模)

第二十六条 法第七十七条第一項第二号の政令で定める規模は、三十平方メートルとする。
(景観協定の締結から除外される土地)

第二十七条 法第八十一条第一項の政令で定める土地は、公共施設の用に供する土地とする。
(景観整備機構の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地)

第二十八条 法第九十三条第四号の政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

- 一 景観重要建造物と一体となつて良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業の用に供する土地
- 二 景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業の用に供する土地
- 三 前二号に規定する事業に係る代替地の用に供する土地

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。
(形態意匠に係る義務を定めている他の法令の規定に関する経過措置)

第二条 法第十七条第三項の政令で定める他の法令の規定は、平成十七年三月三十一日までの間、第十一条に規定する規定のほか、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第三十条（同法第四条に係る部分に限る。）及びこれに基づく命令の規定で建築物若しくは工作物又はこれら部分の形態意匠に係るものとする。

附 則（平成十六年一二月二七日政令第
四二二号）

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年五月一五日政令第一八二号）抄
この政令は、景観法附則ただし書に規定する規定期の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

附 則（平成一七年七月一九日政令第二六二号）抄
（施行期日）
この政令は、施行日（平成十七年十月一日）から施行する。

附 則（平成一七年七月一九日政令第二六二号）抄
（施行期日）
この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。

附 則（平成二〇年一〇月三一日政令第三三三八号）抄
（施行期日）
この政令は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行の日（平成二十一年十一月四日）から施行する。

附 則（平成二〇年一二月三日政令第三六四号）抄
（施行期日）
この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年一月一五日政令第一三三号）抄
（施行期日）
この政令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

附 則（平成二三年八月三〇日政令第二八二号）抄
（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年一月二八日政令第三六三三号）抄
（施行期日）
この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法規の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。ただし、第一条、第三条、第四条、第五条（道路整備特別措置法施行令第十五

条第一項及び第十八条の改正規定を除く。）、第六条、第九条、第十一条、第十二条、第十三条（都市再開発法施行令第四十九条の改正規定を除く。）、第十四条、第十五条、第十八条、第十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第五十九条の改正規定に限る。）、第二十条から第二十二条まで、第二十三条（景観法施行令第六条第一号の改正規定に限る。）、第二十五条及び第二十七条の規定並びに次条及び附則第三条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年一二月二六日政令第四二四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年一二月二六日政令第四二七号）

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

附 則（平成二七年七月一七日政令第二七三号）

この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。

附 則（平成二七年一一月二六日政令第三九二号）

（施行期日）

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。